

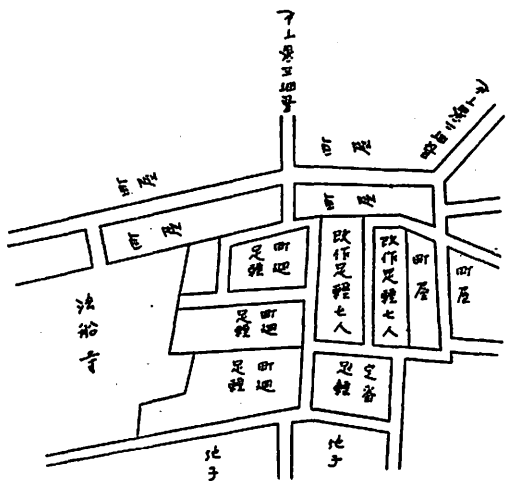
とあり。されば慶安元年迄、法船寺町の町付組地邊に寺ありしを、此の年泉寺町へ移轉を命ぜられたるもの也。

○改作町

町附組地古圖に、組地の外東南の地なる一町をば改作町と唱へ申す。とありて、其の町之左右は御徒並拜領地とあり。又延寶の金澤圖は、下に載せたるが如く、これにて見れば、そのかみ改作掛りの足輕中の組地なりし故、改作町と呼びたるもの也。但し後に歩士に立身せしゆゑにや、右組地跡の一町をば御歩町と呼べり。然るを明治四年四月戸籍編成の時、御歩町の名稱を廢し、茶木町に合併せり。

○改作法來歴

拾葉名言記に云ふ。利常卿常々御意被成、家禮侍共何れもすり切る事、北國米安き上に、百姓共年貢不納仕故、勝手不如意に成る事不便なり。内々思召事あり。百姓共の手前登人宛逢吟味、押領者は夫々追出し、手前不足の者には年々拜借物用捨被成、其上に作食米被下間、米穀出來の上は村々免の高下吟味被成、末代迄給人と百姓と出入もなく、未進も無之様に可被成とて、先づ試みに白山麓山の内三



十一ヶ村かじげ百姓共被命御覽可被成とて、尾添・中宮より中・峠と云ふ所迄を被仰付、松崎三郎左衛門・園田左七・岡本小左衛門三人に與力兩人・足輕三十人被仰付。是御手初也。先づ年々御扱の敷借付、並年々御收納未進、又給人への未進不殘被捨、其上に借銀・質物等穿鑿被成、其貸主御城へ被召寄、奉行前にて證文爲御濟被下也。扱人馬喰物・似合の夏冬着物迄、奉行人取積り相渡し、外費用少しも仕間敷旨證文爲仕置也。若し其内積りに不成押領者をば、追出百姓とて手と身と許にて追出し、御收納無滞仕ると請合申百姓と御入替被成。十月には來春作食、村々作食藏相立、作食奉行と申者被附置、來春取出し渡之。若し違背仕者は則追出し被成、又入替る。此通に被命、三十一ヶ村入用銀九拾貫目餘御藏より出る。是にて山内成就するを御聞被成、右三人之上に、前田七郎兵衛を上奉行に被仰付、惣て改作之儀相談仕可得御意之由被仰付て、又御城下近郷右作法に被仰付、無滞相濟心に依りて、次第々々に右之格に被仰付、加賀四郡相濟後、越中へ山本清三郎に與力算用者足輕數多附被遣、残らず相濟み、能州へは兩人之郡奉

行に右之品々被仰付、與力・算用者・足輕等、右之格存知たる者指添被遣相濟云々。追出し百姓の吟味人山崎半左衛門・前田八左衛門・松崎三郎左衛門・辻平之丞・和田八右衛門、御横目には宇野五左衛門・久津見善右衛門・鹽川豐右衛門右八人三ヶ國を廻り、押領者又は手前借銀分もなくして多き者、皆追出して田地取上げ、作人入替る也。三ヶ國に不成百姓手前、敷借付とて御城米七萬石餘捨る。又三ヶ國百姓中作食米に、御藏より出る米高二十萬石許也。米・銀惣て改作方入用積り立て見れば、壹萬貫目少し不足仕るかと奉行共いへり。此改作法隣國に浦山敷被存知、算用場より扶持被放人と聞及び、有瀧忠右衛門と云ふ者越後へ抱えられ、須崎三郎右衛門といふ者越前へ召抱えられ、改作の法を被出といへども、不存寄法一つも不立、改作法徒ら事と成りたり。三・四年之内に四國・九州まで此の法を學ぶといへども、費用をいとうに依りて、其法立たず。古來の舊記にもいまだ見當らず。古今未曾有の法を被爲立、諸士の收納方安穩成事不可勝計儀也と、他國他領にも申しならしけり。とあり。按ずるに、右扶持被召放たる有瀧忠右衛